

表 2 6 揺さぶられっ子症候群疑診ができるかどうかの質問への回答

	かなり できる	ある程度 できる	あまり できない	ほとんど できない
病院小児科	49 (21%)	158 (69%)	16 (7%)	3 (1%)
開業小児科	17 (5%)	217 (58%)	111 (30%)	28 (7%)
病院脳外科	31 (19%)	105 (66%)	16 (10%)	3 (2%)

表 2 7 ネグレクト疑診ができるかどうかの質問への回答

	かなり できる	ある程度 できる	あまり できない	ほとんど できない
病院小児科	49 (21%)	163 (71%)	14 (6%)	3 (1%)
開業小児科	37 (10%)	279 (74%)	49 (13%)	8 (2%)

表 2 8 性的虐待疑診ができるかどうかの質問への回答

	かなり できる	ある程度 できる	あまり できない	ほとんど できない
病院小児科	12 (5%)	111 (48%)	90 (39%)	14 (6%)
開業小児科	9 (2%)	126 (34%)	179 (48%)	60 (16%)
病院産婦人科	5 (3%)	82 (43%)	62 (32%)	34 (18%)

表 2 9 子どもを代理としたミュンヒハウゼン症候群疑診ができるかの質問への回答

	かなり できる	ある程度 できる	あまり できない	ほとんど できない
病院小児科	17 (7%)	147 (64%)	57 (25%)	7 (3%)
開業小児科	14 (4%)	162 (43%)	153 (41%)	44 (12%)

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 加藤曜子 流通科学大学

市町村虐待防止ネットワークと民間ネットワークの実態

加藤曜子（流通科学大学）

研究要旨

市町村虐待防止ネットワークは、児童福祉法改正においては要保護児童対策地域協議会に移行しつつある。本研究では、初年度において、1) 要保護児童対策地域協議会が立ち上がった地域への実態調査を行い、その課題を明らかにする 2) 要保護児童対策地域協議会への移行を視野に置き、先進地域を通して市町村における調整機関（事務局活動）の工夫や課題を提出する。3) 要保護児童対策地域協議会で利用できる在宅アセスメント指標を利用し、虐待と支援の実態を理解する。1) の調査結果からみると、市町村の課題として十分に機能していないところも多かった。通告後のリスク判断のむつかしさや、緊急度がわからないといった実務上の課題は今後の児童相談所の後方支援のあり方と関連してくることが示唆された。実務者会議の運営内容の検討もさらに分析する必要があることがわかった。また在宅支援ではネグレクト事例が多いことから、その支援方法なども検討されていく必要となることが理解された。2) 先進地域では、通告後具体的にどのような支援や会議の持ち方をしているのかについて、児童相談所との関係を含め、検討をし、その枠組みを整理した。3) 在宅アセスメント指標を利用した市における虐待対応については、初年度の整理を試みた。

研究協力者

油谷豊（東大阪子ども家庭センター）
天野義仁（泉大津市児童課）
九鬼隆（泉大津市保健センター）
笠原貴子（前門真市家庭児童相談室）
白山真知子（摂津市家庭児童相談室）
手塚真紀子（摂津市家庭相談員）
笹井康治（沼津市福祉事務所家庭児童相談室）
藤城宏樹（明石市子育て支援課）
菅野道英（彦根子ども家庭センター）
久保宏子（東近江子ども家庭相談室）
安部計彦（西南学院大学）

はじめに

児童福祉法改正後、児童虐待防止ネットワークは第25条2で法定化され、要保護児童対策地域協議会への移行が明記された。改正の効果は協議会のメンバーになることにより関係機関が情報の共有が容易になり連携しやすくなる点が期待されている。さらに、要保護児童対策地域協議会は、調整機関を設置することが義務づけられ、事務局体制の充実が期待されている。今年度についてはI 要保護児童対策地域協議会の実態調査をする。要保護児童対策地域協議会が、どのような活動実態をもっているのかを明らかにするとともに、どのような課題を抱えているのかを明らかにする。要保護児童対策地域

協議会へ移行したのち、どのような活動内容であるかを知ることが、今後立ち上げる際の示唆点を提供してくれると考えた。Ⅱ、先進的自治体に参加してもらい、実務的な工夫や手続きについて、児童相談所連携をふまえながら、検討をする。Ⅲ ケース検討会議をはじめ、リスク把握とサービスをどのように活かしているのかが、もっとも重要なネットワークの目的であるはずである。また実際にどういった事例を市町村が担当しているのかを把握する必要がある。指標利用して実態把握するために、2年をめやすにみていく。今年度については、第一回目の指標利用の実態を報告する。2年目においては、民間団体のネットワーク参加や町村についての実態調査も予定している。さらに指標利用分析から、市町村における虐待防止のためのアセスメントとサービスについて報告したい。

3. 結果・考察

1) 要保護地域協議会について (平成17年6月時点で立ち上がっていた自治体回答65)

要保護児童対策地域協議会発足前に、ネットワークが存在していた回答は8割を占めた。

表1 設置状況

	N=65	市N=35	町村N=30	
福祉事務所設置の有	33	50.8%	33	0
家庭児童相談室設置の有	30	46.2%	29	1
ネットの存在	52	80.0%	31	21

地域で扱っている虐待事例タイプについては、回答のあった割合をみると、身体的虐待よりネグレクトの占める割合が高く、4割を超えた。予測された点である。

I. 要保護児童対策地域協議会の実態と課題

1. 目的

要保護児童対策地域協議会の活動内容と調整機関役割について明らかにする。立ち上がって短期間であるが、実際にはどのような取り組みが実施されているのか、通告対象、及び議会としての実態を明らかにしたい。

2. 方法

平成17年6月時点で要保護児童対策地域協議会を立ち上げた地域について、アンケート調査を実施した。対象は116である(回収率57%)。さらに無作為に8県抽出して11月までに立ち上がった市町村についても参考資料として調査をした。あわせて合計では170市町村に送付した。調査期間は平成17年12月である。用紙作成にあたっては、協力者とともに討議しつつ現在の課題がわかり、なおかつ選択できるよう工夫をした。

表2 虐待の種別

種類	件数	%	市		町村	
			件数	%	件数	%
身体的	492	35.3%	457	35.5%	35	33.7%
ネグレクト	651	46.8%	605	47.0%	46	44.2%
性	27	1.9%	25	1.9%	2	1.9%
心理的	196	14.1%	178	13.8%	18	17.3%
不明	26	1.9%	23	1.8%	3	2.9%
計	1392	100.0%	1288	100.0%	104	100.0%

協議会が扱う対象については、当然ながら虐待がもっとも多いが、非行、不登校、障害、育児不安を扱うとした地域も多かった。町村部では、子育て支援的な活動が多いため、育児不安が対象領域となると予測されたが、市部の割合が予想外に高かった。要保護児童対策地域協議会として活動する場合、どの程度の育児不安を対象とするのかについては再度考察していきたい。予防領域と要保護児童対策地域協議会の取り組みの整理が必要なのではないだろうか。

表3 協議会が扱う対象

対象	複数回答		市		町村	
	件数	%	件数	%	件数	%
虐待	64	98.5%	34	97.1%	30	100.0%
非行	34	52.3%	21	60.0%	13	43.3%
不登校	39	60.0%	22	62.9%	17	56.7%
障害	23	35.4%	15	42.9%	8	26.7%
育児不安	37	56.9%	25	71.4%	12	40.0%

代表者会議については、開催していないところもあり、1回が47.7%であった。実務者会議は、月一回から年一回まででばらついた。また個別ケース会議についても、幅があった。要保護児童対策地域協議会を立ち上げて今回の調査まで6ヶ月足らずと、発足期間が短いためであると考えられた。しかし、個別会議については、0回が65箇所のうち、10箇所もあった。実務者会議の0回が13地域があるということから推察すると、6月に発足していても、その後活動していないことが示唆された。

表4 代表者会議の回数 年間

代表者会議	0回	2	3.1%
	1回	31	47.7%
	2回	18	27.7%
	3回	1	1.5%
	不明	13	20.0%

表5 実務者会議開催数 年間

実務者会議	0回	13	20.0%
	1回	6	9.2%
	2回	7	10.8%
	3回	6	9.2%
	4回	5	7.7%
	5回	2	3.1%
	6回	2	3.1%
	12回	6	9.2%
	不明	14	21.5%

表6 個別ケース会議開催数 年間

個別会議	0回	10	15.4%
	1回から4回	16	24.6%
	5回から9回	9	13.8%
	10回から19回	8	12.3%
	20回から49回	2	3.1%
	50回以上	2	3.1%
	不明	4	6.2%

表7の協議会の早期設置要因をみると、「関係機関の中で必要と認識した」が7割を占め、市部での割合は8割をこえた。ついで「法律改正にともない事務的に設置」の回答も多かったが町がわずかに上回った。

表7 要保護児童対策地域協議会早期設置要因

				市		町村	
早期設置要因	首長や地方議会の意向	4	6.2%	1	2.9%	3	10.0%
	2つ回答 関係機関のなかで必要と認識	46	70.8%	29	82.9%	17	56.7%
	都道府県の働きかけ	28	43.1%	15	42.9%	13	43.3%
	民間団体などの要望	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	市町村合併に関係して	3	4.6%	1	2.9%	2	6.7%
	法律に改正に伴い事務的に	40	61.5%	20	57.1%	20	66.7%

児童相談所からの援助が、「あり」と答えた自治体は72.8%であったが、「不十分」の回答が、12.3%で、町村20%が不十分の回答であった。児童相談所から地理的に遠い町村の存在からは、予測された通りであった。町村における後方支援は今後どういった取り組みがされていくのだろうか。

表8 児童相談所援助の有無

				市		町村	
児童相談所の援助	あり	47	72.3%	27	77.1%	20	66.7%
	なし	5	7.7%	3	8.6%	2	6.7%
	不十分	8	12.3%	2	5.7%	6	20.0%
	不明	5	7.7%				

表9に示す要保護児童対策地域協議会の設置の困難点は、「事務的手続きが煩雑であった」、「法制度がわからなかった」、「既存の業務に支障がでた」の結果であった。これらについては、今後の設置準備を進めている都道府県が市町村へ支援していける点ではないだろうか。

表9 設置の際の困難点

設置困難点	法制度がよくわからなかった	25	38.5%
2つ回答	事務的手続きが煩雑であった	35	53.8%
	上司・関係者が不必要と意見	2	3.1%
	既存の業務に支障が出た	21	32.3%
	関係者の理解が乏しかった	17	26.2%
	要綱策定や予算の計上など	17	26.2%

2) 児童虐待通告受理について

調整機関と通告先が同じかどうかの点では、「はい」が92.3%で、特に町村は100%であった。その調整が決まらなると、協議会立ち上げが遅れることになるとも考えられた。

表10 通告先と調整機関が同じかどうか

調整機関と同じか	はい	市		町村	
		人数	%	人数	%
		60	92.3%	30	100.0%

表11の通告で困った点については、「通告の情報が不十分で虐待事例かどうかの判断に迷った」が最も多く、ついで「通告からどのように確認すべきかわからず困った」、「通告経験がないので対応に困った」が3割を占めた。

表11 通告で判断に困った点

通告で判断に困った点	全体結果		市		町村	
	人数	%	人数	%	人数	%
通告経験がないので対応や判断に困った	18	32.7%	11	33.3%	7	31.8%
通告の情報が不十分で虐待事例か判断できなかった	31	56.4%	17	51.5%	14	63.6%
2つ回答 通告を受け市町村が確認のしかたがどうか迷った	16	29.1%	11	33.3%	5	22.7%
通告からどのように確認すべきかわからず困った	18	32.7%	15	45.5%	3	13.6%
確認した虐待かどうかはっきりわからなかった	12	21.8%	5	15.2%	7	31.8%
困らなかった	2	3.6%	1	3.0%	1	4.5%

不明を除く55で計算

表12の通告の緊急度判断で困った点については、2つ選択回答としたが、もっとも多かったのが、「リスク判断がむずかしかった」ついで「リスクは理解しているが、どの時点で判断するのかについて迷った」、「緊急度がよくわからなかった」が共に2番目に多かった。市町村ともに同じ傾向であった。

表12 通告時、緊急判断で困った点

通告の緊急度判断で困った点	全体結果		市		町村	
	人数	%	人数	%	人数	%
リスクを判断するのが難しかった	28	50.9%	18	54.5%	10	45.5%
リスク要因を十分理解していないので困った	7	12.7%	3	9.1%	4	18.2%
2つ回答 リスク要因は理解しているが、どの時点で判断するのにかについて迷った	24	43.6%	15	45.5%	9	40.9%
緊急度(虐待状況・生命の危機等)がよくわからなかった	24	43.6%	16	48.5%	8	36.4%
児童相談所に相談したが支援がもらえなかった	12	21.8%	4	12.1%	8	36.4%
リスクを共有する人がいない	6	10.9%	3	9.1%	3	13.6%
なし	2	3.6%	1	3.0%	1	4.5%

不明を除く55で計算

表11と表12の関連をみると、「通告経験がないので対応や判断に困った」と「リスクを判断

するのが難しかった」、「リスク要因は理解しているがどの時点で判断するのが困った」で関連した。

「通告の情報が不十分で虐待事例が判断できなかった」を選んだ場合、「リスク判断が難しかった」を選んだ割合が当然であるが高かった。「通告を受け市町村が確認するのがいいかどうか迷った」については、「リスク要因は理解しているがどの時点で判断するのが迷った」、「緊急度がよくわからなかった」と関連した。また「通告からどのように現認すべきかわからず困った」と「リスクを判断するのが難しかった」「緊急度がよくわからなかった」と関連した。

表 1 3 通告で判断に困った点と、緊急判断で困った点の関係

	リスクを判断するのが難しかった	リスク要因を十分理解していないので困った	リスク要因は理解しているが、どの時点で判断するのが困った	緊急度（虐待状況・生命の危機等）がよくわからなかった	児童相談所に相談したが支援がもらえなかった	リスクを共有する人がいない	なし
通告経験がないので対応や判断に困った	13	5	8	7	0	6	0
通告の情報が不十分で虐待事例が判断できなかった	18	3	14	13	4	0	0
通告を受け市町村が現認するのがいいかどうか迷った	6	2	11	8	3	1	0
通告からどのように現認すべきなのかわからず困った	11	4	7	10	1	2	0
現認した虐待かどうかはつきりわからなかった	5	0	8	5	2	3	0
困らなかった	0	0	0	0	0	0	2

表 1 4 の児童相談所との協議では、「生命に危険のありそうな事例」で検討すると答えた場合がもっとも多く、ついで「市町村で対処するのが難しい事例」、「親と接触できず子どもの安全でない事例」であった。ちなみにリスクアセスメントや在宅アセスメント指標利用をしているところの調査は実際しなかったが、地域により利用しているところもある。II でとりあげているので参照されたい。

表 1 4 児童相談所と協議した事例

児相協議	生命に危険がありそうな事例	市		町村			
		件数	割合	件数	割合		
2つ回答	リスク要因が多いように考えられる事例	48	87.3%	28	84.8%	20	90.9%
	何度も児童相談所が関わったことがある事例	10	18.2%	5	15.2%	5	22.7%
	子どもが家に帰るのを拒否した事例	5	9.1%	2	6.1%	3	13.6%
	子どもが家に帰るのを拒否した事例	3	5.5%	3	9.1%	0	0.0%
	親と接触ができず、子どもの安全が心配な事例	20	36.4%	12	36.4%	8	36.4%
	市町村では対処するのが難しい事例	26	47.3%	16	48.5%	10	45.5%
	心理面や医学的な判定が必要な事例	6	10.9%	3	9.1%	3	13.6%

未回答を除く

表 1 5 の相談経路では、福祉関係機関がもっとも割合が高く、ついで教育機関、保健関係機関となった。保健機関がもっとも多いと予測されたが、教育機関からの相談が増加していることが示唆された。これは、協議会設置の成果であろう。

表15 相談経路

相談経路	虐待者(保護者)	全体結果		市		町村	
		件数	%	件数	%	件数	%
		4	7.3%	3	8.6%	1	3.3%
2つ回答	家族・知人	19	34.5%	10	28.6%	9	30.0%
	近隣・一般	26	47.3%	19	54.3%	7	23.3%
	福祉関係機関(保女性民生児童委員各課等)	42	76.4%	28	80.0%	14	46.7%
	保健関係機関(保健センター・保健所等)	23	41.8%	13	37.1%	10	33.3%
	医療機関(病院・診療所・開業医等)	1	1.8%	0	0.0%	1	3.3%
	教育機関(幼・小・中・高・等)	38	69.1%	23	65.7%	15	50.0%
	その他の機関や関係者	7	12.7%	5	14.3%	2	6.7%
	子ども本人	1	1.8%	0	0.0%	1	3.3%

虐待と判断し重視した項目については、子どもの状況、ついで関係者や周辺からの聞き取りがもっとも多かった。

表16 虐待と判断する際重視した項目

虐待と判断した重視した項目	子どもの状況(外傷や問題行動)	全体結果		市		町村	
		件数	%	件数	%	件数	%
		53	96.4%	32	97.0%	21	95.5%
	親子関係(叱り方や子どもへの接し方)	18	32.7%	10	30.3%	8	36.4%
2つ回答	親のストレスの状況(DVや離婚)	4	7.3%	3	9.1%	1	4.5%
	親自身の告白(親が虐待の事実を語った)	1	1.8%	1	3.0%	0	0.0%
	親の孤立	3	5.5%	0	0.0%	3	13.6%
	関係者や周辺からの聞き取り情報	35	63.6%	22	66.7%	13	59.1%

3) 通告を受けた後の協議会調整機関の役割

ケース会議実施については、実施しているが、84%であった。

以下、表17から表22までは、ケース会議を実施している55地域での集計結果を示す。市は33、町は22地域であった。

表17

ケース会議実施について	実施している	全体結果		市		町村	
		件数	%	件数	%	件数	%
		55	84.6%	33	94.3%	22	73.3%
	していない	8	12.3%	1		7	
	不明	2	3.1%				

個別ケース会議を実施しているところについては「ケースに複数機関が関わり、その調整が必要だと判断した場合」ついで「当該ケース関係機関からの要請があった」「調整機関の調査のうえでの判断」であった。

表18 ケース会議の実践について

ケース会議実施しているところのみの回答 N=55						
個別ケース会議開催の判断理由		全体結果		市	%	町村
当該ケース関係機関からの要請		29	52.7%	16	48.5%	13
調整機関の調査のうえでの判断		26	47.3%	17	51.5%	9
当該ケースに複数機関が関わりその調整の必要性の判断		37	67.3%	22	66.7%	15
児童相談所の要請や指導		16	29.1%	9	27.3%	7

個別事例で困ることは、「調整に手間取る」が第一位であり、ついで「調整機関との関係がなかった機関との趣旨説明や出席に困ったこと」があった。町村では「困ったことはない」が、都会に比べて高かった。

表19 個別ケースで困ること

		全体結果		市	%	町村	%
個別ケースで困ること	忙しい機関が多く会議連絡や日程調整に手間取る	47	85.5%	29	87.9%	18	81.8%
	調整機関との関係がなかった機関への趣旨説明や出席依頼	22	40.0%	13	39.4%	9	40.9%
2つ回答	会場の確保や設定	7	12.7%	7	21.2%	0	0.0%
	人事異動などで、関係機関の具体的な顔つなぎが難しい	3	5.5%	1	3.0%	2	9.1%
	公的機関以外への連絡や調整	11	20.0%	4	12.1%	7	31.8%
	困ることはない	4	7.3%				

ケース会議の招集方法については、おおむね8割がいずれの問いにも「はい」の回答であるが、議事録については65%が作成していると答え、町村の率が下がった。

表20 ケース会議の招集方法 はい、いいえの回答 N=55

		全体結果		市	%	町村	%
ケース会議の招集方法	ケース会議の参加機関は調整機関が決めていますか	44	80.0%	25	75.8%	19	86.4%
	日程や会場の調整も調整機関が行っていますか	51	92.7%	30	90.9%	21	95.5%
	レジュメや資料は事務局で作成しますか	40	72.7%	22	66.7%	18	81.8%
	司会者や記録者を設けていますか	46	83.6%	28	84.8%	18	81.8%
	司会者は調整機関が担当しますか	42	76.4%	23	69.7%	19	86.4%
	記録者は調整機関が担当しますか	48	87.3%	26	78.8%	22	100.0%
	会議後のケース管理は調整機関が担当しますか	47	85.5%	28	84.8%	19	86.4%
	会議の議事録は作成していますか	36	65.5%	23	69.7%	13	59.1%

役割分担がうまくいく要因としては、「互いの関係機関が役割や限界を理解している」50.9%、「ケース会議出席者が責任を自覚している」47.3%、「コーディネーターがいる」30.9%、「虐待を正しく理解している」21.8%の結果であった。うまくいくケース会議の要素であろうか。市と町村も同様の回答傾向であった。

表 2 1 役割分担がうまくいく要因 N=55

		全体結果		市		町村	
			%		%		%
役割分担がうまくいく要因 2つ回答	コーディネーターがいる	17	30.9%	12	36.4%	5	22.7%
	関係機関同士が互いの機関の役割や限界を理解している	28	50.9%	20	60.6%	8	36.4%
	関係機関同士が知り合いで話しやすい	9	16.4%	2	6.1%	7	31.8%
	進行役がいる	6	10.9%	4	12.1%	2	9.1%
	ケース会議出席者が責任を自覚している	26	47.3%	16	48.5%	10	45.5%
	関係機関が虐待を正しく理解している	12	21.8%	8	24.2%	4	18.2%
	出席者(機関)が対等な立場に立っている	9	16.4%	4	12.1%	5	22.7%

事務局の配慮として求められたのは、「参加機関同士が相互理解できるような援助をしている」が63.6%。さらには「参加者が安心して話ができる雰囲気をつくる」が20%であった。

表 2 2 事務局の配慮 N=55

		全体結果		市		町村	
			%		%		%
事務局の配慮	参加機関同士が相互理解できるような援助をしている	35	63.6%	23	65.7%	12	40.0%
	参加者が安心して話ができる雰囲気をつくる	11	20.0%	5	14.3%	6	20.0%
	事務局の役割を理解してもらえるよう努力している	8	14.5%	4	11.4%	4	13.3%
	不明	11	20.0%				

実務者会議の内容については、「協議会の事例全体の共有と困難事例の検討」、「機関が心配な事例の検討」、「協議会がかかわる事例全体のみなおし検討」、「過去事例を含めて検討し専門家を招き研修会」、さらに「テーマを設定した互いの学びの会とする」の順になった。事例を中心としたものと、テーマごとの研修の2タイプの組み合わせの内容であった。また実務者会議をケース会議にあてているところもあった。小さな規模であれば、実務者とケース会議が重なるところもあると考えられた。

表 2 3 実務者会議の内容

n=65		全体結果		市		町村	
			%		%		%
実務者会議の内容	① 協議会の事例全体の共有と困難事例の検討	36	55.4%	18	51.4%	18	60.0%
	② 協議会がかかわる事例全体の見直し検討	16	24.6%	11	31.4%	5	16.7%
	③ 過去事例を含めて検討し専門家を招き研修会	11	16.9%	5	14.3%	6	20.0%
	④ テーマを設定した互いの学びの会とする	10	15.4%	8	22.9%	2	6.7%
	⑤ 機関が心配な事例の検討	22	33.8%	12	34.3%	10	33.3%
	⑥ その他(具体的に)	8	12.3%	4	11.4%	4	13.3%

その他の回答

個別においても会議を招集し、事例を検討
時間をかけて過去2回協議会の必要性や虐待通告の必要性を伝えている
実務者会議=個別ケース会議として位置づけ
個別ケース会議
ケースに関する検討(実務者会議=ケース会議)
地区毎に抱える問題の共有化と問題の明確化
企画調整(代表者会議の中身)
連携の強化、各機関の役割の認識を深めることを目的に開催

実務者会議の運営では、「内容をどのようにするのかを迷う」が55.4%を占めた。しかし「困難さはない」という回答もあった。困難さはないと答えたのは、人口の少ない町レベルで3割、都市部では2割であり、今後の課題となろう。

表2-4 実務者会議の運営について

		全体結果		市		町村	
実務者会議の運営	① 困難さはない	16	24.6%	7	20.0%	9	30.0%
	② 内容をどのようにするのかを迷う	36	55.4%	21	60.0%	15	50.0%
	③ その他	2	3.1%	2	5.7%	0	0.0%
	不明	11	16.9%				

実務者会議を開いている回数と、実務者会議の運営について差があるのかどうかについて、調べたが、困難さがないとしたところは、年に4回開いているところであり、内容を迷うところは回数も多く開くなかで迷うという回答もあり、その具体的な中味をさらに分析する必要がある。

表2-5 実務者会議を開いている回数と実務者会議の運営について

	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	12回	計
① 困難さはない			1	3	3	2			13
② 内容をどのようにするのかを迷う		2	5	4	3	3	2	2	22
③ その他								1	1
計		2	6	7	6	5	2	2	36

表2-6で実務者会議の内容と実務者会議の困難さについてみると、事例検討をしているところで迷うとしたところが多かった。しかし、半数は、困難さがないとしたところもあり、今後どういった運営をし、事例検討のやり方の工夫が必要であることが示唆された。具体的な運営については成功例を学ぶ必要がある。

表 2 6 実務者会議の内容と困難さ

	① 協議会の事例全体の共有と困難事例の検討	② 協議会がかかわる事例全体の見直し検討	③ 過去事例を含めて検討し専門家を招き研修会	④ テーマを設定した互いの学びの会とする	⑤ 機関が心配な事例の検討	⑥ その他(具体的に)
① 困難さはない	13	3	4	4	6	1
② 内容をどのようにするのかを迷う	22	11	7	6	16	6
③ その他	1	2	0	1	0	0

2つ選択であるため、1についての有効数は130中102として換算した。

4) 要保護児童対策地域協議会の運営について

要保護児童対策地域協議会をうまく機能させるための13項目をあげて、あえて3項目選択性にした。20%を超えた回答では多かった順にあげると「スムーズに情報交換ができる体制」、「情報の共有化」、「調整機関にコーディネイト力があること」、「関係機関が尊重しあう」「各関係機関の上司や責任者の理解がある」「虐待知識が共有しあうこと」がそれぞれ選択された。13項目すべてが必要である仮定のため、すべてが選ばれる可能性もあったため、あえて3つ限定で選んでもらった。回答された項目が優先項目であるともいえる。「情報の共有化」と「コーディネイト力がある」がメリットとして考えられた。情報を共有することのみならず、長期にあるいは、短期にケースを担当したり、機関連携を高めるためにも、3つの会議をいずれも運営する力がコーディネイト力が地域には、求められている。

表 2 7

		全体結果		市		町村	
要保護児童対策地域協議会	情報の共有化	40	61.5%	22	62.9%	18	60.0%
ネットをうまく機能させる条件	虐待知識が共有化できること	13	20.0%	8	22.9%	5	16.7%
3つ選択	スムーズに情報交換ができる体制	41	63.1%	25	71.4%	16	53.3%
	日頃から接点のある人物が構成ができること	2	3.1%	1	2.9%	1	3.3%
	調整機関にコーディネイト力があること	26	40.0%	16	45.7%	10	33.3%
	関係機関相互が尊重しあう	16	24.6%	7	20.0%	9	30.0%
	専門職の割合をふやす	10	15.4%	5	14.3%	5	16.7%
	中心的な人がいること	5	7.7%	4	11.4%	1	3.3%
	長年かかわっている人がいること	4	6.2%	2	5.7%	2	6.7%
	ネットワークに関するマニュアルがある	5	7.7%	2	5.7%	3	10.0%
	研修の体制が整っている	5	7.7%	2	5.7%	3	10.0%
	各機関の上司や責任者の理解がある	16	24.6%	7	20.0%	9	30.0%
	事例を多く経験すること	9	13.8%	4	11.4%	5	16.7%

協議会でのケース対応の効果については、「一つの機関で抱え込まないで対応できる」、「機関同士連携ができる」、「敏速な対応ができる」、「虐待への認識が関係者で深まる」が4割を超えた。特に、市レベルでは「敏速な対応」、「機関同士の連携」が高い割合を占めた。

表 2 8

		全体結果		市		町村	
協議会でケース対応の効果	地域に根付いたサービスの提供ができる	18	27.7%	9	25.7%	9	30.0%
	敏速な対応ができる	31	47.7%	19	54.3%	12	40.0%
	虐待への認識が関係者で深まる	30	46.2%	15	42.9%	15	50.0%
	一つの機関が抱え込まないで対応できる	48	73.8%	27	77.1%	21	70.0%
	機関同士の連携ができる	39	60.0%	23	65.7%	16	53.3%
	子どもへの安全の配慮が高まる	19	29.2%	9	25.7%	10	33.3%
	個別の秘密保持ができる	3	4.6%	1	2.9%	2	6.7%
	予算措置がしやすくなった	2	3.1%	1	2.9%	1	3.3%
	上司の理解が得やすくなった	1	1.5%	0	0.0%	1	3.3%

移行で困った点については、「特になし」がもっとも多く、児童相談所との関係が希薄にならないかという心配は24%がもっていた。移行で困った内容は、既存の協議会との関係、関係機関の選定に苦慮、非行や不登校まで共有できるのかどうかなども回答にあった。

表 2 9

		全体結果		市		町村	
移行でこまった点	手続き	5	7.7%	4	11.4%	1	3.3%
	虐待事例で手一杯	7	10.8%	6	17.1%	1	3.3%
	児童相談所の関係が希薄	12	18.5%	8	22.9%	4	13.3%
	特になし	16	24.6%	10	28.6%	6	20.0%
	その他	3	4.6%	0	0.0%	3	10.0%
	不明	22	33.8%				

民間団体参加については、参加ありと答えた24機関のうち、選んだ理由については、公的になり役割があるとの回答が70%あった。いいえの25機関は適切な団体がないとこたえ、町村のほうが高い割合を占めた。民間団体が活動しやすい市の方が参加率が高い。

表 3 0

民間団体が参加あり	全体結果	N=24	市	N=14	町	N=10	
選んだ理由	地域でこの機関しかない	1	4.2%	0		1	10.0%
	活動でもっともか発	3	12.5%	1	7.1%	2	20.0%
	公的機関にない役割	17	70.8%	12	85.7%	5	50.0%
	その他	3	12.5%	1	7.1%	2	20.0%

民間のよさとしての自由記述

公的団体とは違った観点からの意見を聞くことができる
研修会等への積極的参加
子育て支援の関係機関として活動内容や情報の共有が図られる
情報収集
情報の多角的収集
今まで連携がとりづらかったが、参加したことで情報を共有し連携しやすい
公的機関にはないフットワーク
民間団体を構成機関にもつことにより、地域住民の役割として組織化が進み、住民の意識改革につながる
乳幼児と関係が深い団体の参加
柔軟な支援の方策が考えられる
幅広い活動や柔軟性があると思われる
公的機関にはない情報を保有している
専門職が多い

民間関係団体参加がない自治体では適切な機関がないという回答が多かった。民間関係団体については、その内容について、さらに吟味する必要がある。虐待防止の民間団体ネットワークの役割についても、さらに検討する必要があるだろう。

5)各地域があつかう対応の困難さ（自由記述）

親対応の課題

- ① 共通したのもでもっとも多かった内容は、「親に虐待の認識がなく困った」であった。
- ② つぎに介入権限がないために訪問のしかたがむづかしいという内容であった。また、支援を拒否する家族も多く、家庭訪問しても会えない場合の対応に困難点があげられた。
- ③ ①と②にも関連するが、親の解決力をいかにあげていくのかという課題も列記された。

子への対応の課題

- ① 特に多かった記載は、不登校で、親にも問題意識がない場合であった。
- ② 子どものケアの資源の少なさも訴えていた。0才から18歳までの幅広い領域をどう扱うのかの問題提起もでた。しかし、内容によっては、要保護児童対策地域協議会で扱うものかどうか疑問な養護問題までも対応せざるを得ないところもあり、児童相談との兼ね合いをどうするのかに疑問が生じた。

機関しての課題

- ① 発足して歴史も浅いため機関によって立場も見方も違うので、役割分担をしても難しい。
- ② また、虐待や不登校なのかどう境界的なケースについて、どこまでかかわるのか疑問という提起もなされた。
- ③ しかし、すでにネットワークから歴史をもっている地域では特に問題はないという内容もあった。

4 結論と課題

(1) ネットから要保護児童対策地域協議会へ移行した割合は8割であった。2割は、新規立ち上げとなる。ネットから地域協議会に移行したところや、法改正をきっかけにいきなり立ち上げているところもあることが理解できた。

(2) 6月時点で発足した市町村を対象に調査をしたが、会議を開いていないなど、機能しているかどうかについては、始動していないところが見受けられた。また通告先が調整機関であるところが、9割を占めていたが、「通告経験がないので対応や判断に困った」と「リスクを判断するのが難しかった」「リスク要因は理解

しているがどの時点で判断するのか困った」が関連した。

「通告を受け市町村が確認するのがいいかどうか迷った」については、「リスク要因は理解しているがどの時点で判断するのか迷った」「緊急度がよくわからなかった」に関連した。また「通告からどのように現認すべきかわからず困った」と、「リスクを判断するのが難しかった」「緊急度がよくわからなかった」に関連した。これらの困難さから、児童相談所の後方支援の内容が具体的にみえていと仮定された。

(3) 扱う事例については、虐待事例がないと

いう回答もあったが、ネグレクト事例が4割を超えた。在宅支援については、特に今後、ネグレクト事例が増加することが考えられる。市町村の在宅支援の課題となろう。また、通告機関のうち、学校機関が多く、従って学令児も増えることが予測される。

4) 要保護についての領域では、虐待に特化して、要保護児童を立ち上げているところもある。対象では、虐待が最も多く、ついで不登校などがあがった。部署を違えているところもあるが、児童相談体制の中でどこまでを要保護地域協議会として扱うべきなのかについては、さらに検討が必要であろう。つまり、その地域の力量で扱えるものと、そうでないものがあるはずであり、それについては、児童相談所ともに検討を要するし、さらに非行については少年事件関係ともあわせて、検討されるものである。また、市町村に応じた対応が必要となつてこようが、市にレベルでは、要保護児童対策地域協議会は、再発予防をあくまでも志向すべきではないかと考える。スタッフの数と事例の内容を考えると、予防層を入れることは困難ではないかと考えるからである。子育て支援としての取り組みと要保護児童対策地域協議会をどう捉えていくのかという点についても課題である。

(5) 児童相談所との関係については、今後、地域により異なるために、その工夫対応についても経過をみていく必要がある。援助が不十分、あるいはないとした地域は町村が多く、その内容によってさらに検討をする必要がある。

6) 通告と事務局は、ほぼ同じところが受けている地域の多いことがわかった。

7) 個別ケース検討会議における役割分担がうまくいく要因には、「関係機関が互いの役割や限界を理解している」「ケース会議出席者が責任を自覚している」「コーディネーターがい

る」「虐待を正しく理解している」が主としてあがった。

(8) 実務者会議については、ケース会議と同一のところもあり、答えが重なる場合もあった。運営の内容については、内容に迷うという場合もあり、逆に成功例を見ていく必要がある。

(9) 協議会効果は、「ケースを一機関でかかえこまない」、「機関連携、認識が深まる」、「迅速対応」が評価されたが、移行で困った点については、都道府県指導が必要となるのではないだろうか。

(10) 民間関係団体については、自治体により、どれを民間団体と規定するのかにより異なつたが、採用していないところは、適切どころがなかったという回答であつた。さらに調査を続行したい。

2004年11月の法改正により、要保護児童対策地域協議会が定められました。地域の児童虐待防止ネットワークが移行していくことになり、今後、どういった対応をすべきなのか検討され、設立されていくことと思います。

今回の調査は、厚生科学研究の分担研究として市町村ネットワークの実態について、特に、要保護児童対策地域協議会が立ち上がっている地域のみ限定して、調査を実施するものです。今後の協議会のあり方について、これから立ち上げる地域に示唆を与えてくれることと期待されます。

つきましては、是非ご協力をいただき、その実態や課題を明らかにしたいと願っております。なお、この調査結果につきましても、報告をさせていただく予定です。統計処理で個別名は出ません。暮れのお忙しい時期に大変申し訳なく思っておりますが、平成17年12月25日までにご返送賜れば幸いです。なお、アンケートと共に協議会要綱コピー1枚を同封した封筒に入れて返信していただければ幸いです。

厚生科学研究分担責任者 加藤曜子(流通科学大学)
主任研究者 奥山真紀子(国立成育医療センター部長)
連絡先 651-2188神戸市西区学園西町3-1
電話 078-796-5105 fax 078-796-5111
メール yoko_kato@red.umds.ac.jp

記入者職種()

I 市町村について

1 市町村名 ()
2 人口 ()
18歳未満人口 ()
福祉事務所設置の有無 1あり 2なし
家庭児童相談室設置の有無 1あり 2なし
要保護児童対策地域協議会設置前の虐待防止ネットワークの設置状況 1あり 2なし
扱った虐待件数 件種別 身体的虐待()ネグレクト()性的()心理的()不明()
その他

II 要保護児童対策地域協議会について

1 名称(愛称) ()
2 設置年月日 ()
3 設置形態 単独 ・ 広域(市 町 村)
3 要保護児童対策調整機関名 ()
4 上記機関の主務者職名 ()
5 要保護児童対策地域協議会の対象児童のタイプ(該当するものに○をいれてください。)
1虐待 2非行 3不登校 4障害 5育児不安 6その他

6 会議形態有無と(開催頻度)
代表者会議 1あり(年間 回) 2なし
実務者会議 1あり(年間 回) 2なし
個別ケースネット会議 1あり(協議会設置以後の開催回数 回) 2なし

7 地域協議会が早期に設置された要因となったものを2つまで選んでください

- ① 首長や地方議会の意向
② 関係機関のなかでの必要性の認識
③ 都道府県の働きかけ
④ 民間団体などの要望
⑤ 市町村合併に関係して
⑥ 法律に改正に伴い事務的に

回答欄

--	--

8 協議会設置について当該市町村が児童相談所からの援助は得ることができましたか
1あり 2 不十分 3なし

9 要保護児童対策地域協議会設置について難しかった点について

- ① 法制度がよくわからなかった 1はい 2いいえ
② 要綱作成や公示などの事務的手続きが煩雑であった 1はい 2いいえ
③ 上司や関係者から不必要と言われた 1はい 2いいえ
④ 既存の業務に支障が出た 1はい 2いいえ
⑤ 関係者の理解が乏しかった 1はい 2いいえ
⑥ 要綱策定や予算の計上など 1はい 2いいえ

Ⅲ 児童虐待通告受理について

1 児童虐待通告を受付窓口と協議会の調整機関とは同じですか 1はい 2いいえ

※ 1の回答が「いいえ」の場合、Ⅲの部分の以下の設問については通告窓口
担当者の方に記入をお願いします。

2 通告を受け付けたときに虐待と判断するについて最も困った点を2つ選んでください

- ① 通告を受けた経験がないので対応や判断に困った
- ② 通告の情報が十分でないので虐待事例かどうか判断できなかった
- ③ 通告を受け市町村が現認するのがいいかどうか迷った
- ④ 通告からどのように現認すべきなのかわからず困った
- ⑤ 現任したが、子どもの状況からみて虐待かどうかはつきりわからなかった

回答欄

--	--

3 通告の緊急度の判断をするときに困った点を2つ選んでください

- ① リスクを判断するのが難しかった
- ② リスク要因を十分理解していないので困った
- ③ リスク要因は理解しているが、どの時点で判断するのかについて迷った
- ④ 緊急度(虐待状況・生命の危機等)がよくわからなかった
- ⑤ 児童相談所に相談したが支援がもらえなかった
- ⑥ リスクを共有する人がいない

回答欄

--	--

4 児童相談所との協議が必要な緊急度の高い順に2つ選んでください

- ① 生命に危険がありそうな事例
- ② リスク要因が多いように考えられる事例
- ③ 何度も児童相談所が関わったことがある事例
- ④ 子どもが家に帰るのを拒否した事例
- ⑤ 親と接触ができず、子どもの安全が心配な事例
- ⑥ 市町村では対処するのが難しい事例
- ⑦ 心理面や医学的な判定が必要な事例

回答欄

--	--

5 受理した事例の相談経路別で多い上位3つを選んでください

- ① 虐待者(保護者)
- ② 家族・知人
- ③ 近隣・一般
- ④ 福祉関係機関(保育所・女性相談・民生児童委員・福祉関係各課等)
- ⑤ 保健関係機関(保健センター・保健所等)
- ⑥ 医療機関(病院・診療所・開業医等)
- ⑦ 教育機関(幼・小・中・高・等)
- ⑧ その他の機関や関係者
- ⑨ 子ども本人

回答欄

--	--	--

6 虐待と判断するにあたって重視した項目を2つ選んでください

- ① 子どもの状況(外傷や問題行動)
- ② 親子関係(叱り方や子どもへの接し方)
- ③ 親のストレスの状況(DVや離婚)
- ④ 親自身の告白(親が虐待の事実を語ったので虐待と判断)
- ⑤ 親の孤立
- ⑥ 関係者や周辺からの聞き取り情報

回答欄

--	--

Ⅳ 通告を受けての協議会調整機関の役割

1 個別ケース会議を開催していますか 1はい 2いいえ

※ いいえの方に伺います。開催しない理由などをご記入ください。

(以下、1のはいとお答えくださいました方に伺います。2の方は7からお願いします)

2 調整機関が個別ケース会議を開催決定の判断理由の主なものを2つ選んでください

- ① 当該ケース関係機関からの要請
- ② 調整機関の調査のうえでの判断
- ③ 当該ケースに複数機関が関わっていることが確認できその調整の必要性の判断
- ④ 児童相談所の要請や指導

回答欄

--	--

3 個別ケース会議を開催するについて困る点を2点選んでください

- ① 忙しい機関が多く会議連絡や日程調整に手間取る
- ② それまでに調整機関との関係がなかった機関への趣旨説明や出席依頼
- ③ 会場の確保や設定
- ④ 人事異動などで、関係機関の具体的な顔つなぎが難しい
- ⑤ 公的機関以外への連絡や調整

回答欄

--	--

☞ 裏に続きます。

- 4 個別ケース会議の招集方法など(その他の場合は()内に具体的に記入してください)
- | | | | |
|-----------------------------|----|------|-----|
| ① ケース会議の参加機関は調整機関が決められていますか | はい | ・その他 | () |
| ② 日程や会場の調整も調整機関が行っていますか | はい | ・その他 | () |
| ③ レジюмеや資料は事務局が作成しますか | はい | ・その他 | () |
| ④ 司会者や記録者を設けていますか | はい | ・その他 | () |
| ⑤ 司会者は調整機関が担当しますか | はい | ・その他 | () |
| ⑥ 記録者は調整機関が担当しますか | はい | ・その他 | () |
| ⑦ 会議後のケース管理は調整機関が担当しますか | はい | ・その他 | () |
| ⑧ 会議の議事録は作成していますか | はい | ・いいえ | () |

5 個別ケース会議で役割分担がうまくいく要因を2つ選んでください

- ① コーディネーターがいる
- ② 関係機関同士が互いの機関の役割や限界を理解している
- ③ 関係機関同士が知り合いで話しやすい
- ④ 進行役がいる
- ⑤ ケース会議出席者が責任を自覚している
- ⑥ 関係機関が虐待を正しく理解している
- ⑦ 出席者(機関)が対等な立場に立っている

回答欄

--	--

6 個別ケース会議開催にあたって事務局が配慮している点を1点選んでください

- ① 参加機関同士が相互理解できるような援助をしている
- ② 参加者が安心して話ができる雰囲気をつくる
- ③ 事務局の役割を理解してもらえるよう努力している

回答欄

--

7 実務者会議の内容に該当するものを2つ選んでください。

- ① 協議会の事例全体の共有と困難事例の検討
- ② 協議会がかかわる事例全体の見直し検討
- ③ 過去事例を含めて検討し専門家を招き研修会
- ④ テーマを設定した互いの学びの会とする
- ⑤ 機関が心配な事例の検討
- ⑥ その他(具体的に

回答欄

--	--

8 実務者会議運営について どちらかをえらんでください。

- ① 困難さはない
- ② 内容をどのようにするのかを迷う
- ③ その他

回答欄

--

V 要保護児童対策地域協議会の運営について

1 地域協議会の調整機関としてネットワークをうまく機能させるため必要と思われることを3つ選んでください

- ① 情報が共有化できること
- ② 虐待知識が共有化できること
- ③ スムーズに情報交換が出来る体制があること
- ④ 日頃から接点のある人物による構成ができること
- ⑤ 調整機関にコーディネート力があること
- ⑥ 関係機関相互が尊重しあうこと
- ⑦ 専門職の割合を増やすこと
- ⑧ 中心(核)になる人がいること
- ⑨ 長年関わっている人がいること
- ⑩ ネットワーク運営に関するマニュアルがあること
- ⑪ 研修の体制が整っていること
- ⑫ 各機関の上司や責任者に理解があること
- ⑬ 事例を多く経験すること

回答欄

--	--	--

2 要保護児童対策地域協議会でケースに対応することの効果る3つ選んでください

- ① 地域に根付いたサービスが提供できる
- ② 敏速な対応ができる
- ③ 虐待への認識が関係者に深まる
- ④ 一つの機関が抱え込まないで対応できるようになる
- ⑤ 機関同士の連携ができる
- ⑥ 子どもへの安全への配慮がたかまる
- ⑦ 個人の秘密保持できたこと
- ⑧ 予算措置がしやすくなった
- ⑨ 上司の理解が得やすくなった

回答欄

--	--	--

3 要保護児童対策地域協議会で対応することのマイナス面を1つ選んでください

- ① 責任が分散されてしまう
- ② 責任が不明確になる
- ③ 保護者の負担感が増大する

回答欄

4 要保護児童対策地域協議会に民間団体(NPO等)も参加機関になっていますか？

1 はい 2 いいえ

1のはいで答えた方、民間団体はどのような理由で選ばれたのでしょうか。1つ選んでください。

- ① 地域の中ではこの機関しかなかったから
- ② 地域の活動でもっとも活発であったから
- ③ 地域の中で公的機関にない役割を担っているから
- ④ その他()

回答欄

2のいいえで答えた場合、その理由をお教えてください。

- ① 適切な民間団体が地域にはない
- ② いくつか候補はあるが絞れ切れない
- ③ その他 ()

回答欄

5 民間団体参加の利点と思われる点を記入ください

()

6 民間団体参加の弱点と思われるを記入ください。

()

VI 協議会でのケース検討においてだされた困難なことは、具体的には、どのようなことでしたか？

親対応、子ども対応、機関連携対応などで困ったエピソードを簡単に教えてください。

[例 親対応では会えなくて困った。子ども対応では面接に困ったなど
具体的に教えてください。(いつ、どのような時点で、機関との関係で)

①親対応で

--

解決しましたか？

②子ども対応で

--

解決しましたか？

③機関連携で

--

解決しましたか？

お忙しい中、ありがとうございました。
恐れ入りますが、要綱のコピーを同封した封筒に入れてくださいませ。
平成17年 12月25日までにご返送ください。

II 先進地域の通告後のケース対応と、その様式

研究協力者所属市の実態報告に基づいて、その課題についてそれぞれ取り上げた。内容は、多岐にわたってしまった。いろいろな課題やあいまいなど、さらに新しい法律改正後のために、児童相談体制が混乱しており、その課題が多いことを確認しあう毎回であった。なお、参加いただけなかったが、先進的取り組みでは相模原市が上げられるため、聞き取り調査で協力願った。

1. 目的

それぞれネットワークの取り組み、特徴ある仕事をしている関西を中心とする市に依頼し、その実践の実態と課題を提出する。また、通告から要保護児童対策地域協議会の活動について検討をした。

2. 方法

5回にわたる会議を実施し、その間に課題問題について手続き順に検討をする。参加自治体は、人口10万人以下が2地域、人口10万から30万までが3地域、30万以上の都市については、あらたに参考として1地域の協力をえた。また、広域で活動している自治体からも参加をえた。

3. 結果及び考察

グループ討論は報告形式で行った。内容は

1) 通告をうけた時点、書式や送致関係の検討、2) 緊急対応の場合 3) 児童相談所との協議とその課題 4) 個別ケース検討会議にもち方 5) 会議開催の手順、機関役割分担のありかた 6) 次回の決定のしかたを検討した。さらに実務者会議、全体会議の検討をした(資料2. 3を参照されたい)

1) 通告をうけた場合

通告受けいれが、専門職担当か、事務職担当

かが、地域で異なった。

緊急の場合には、児童相談所が必ず市町村の緊急受理会議に参加する形でチームとして参加する自治体もあったが、市町村が独自で判断して児童相談所へは送致するまたは、連絡するという形で対応している市町村が多い。

この点については、市町村がどの程度力量をもっているか、また市町村と児童相談所との連携の内容により異なる。市町村における虐待対応体制、特に担当職員について、常勤職員の配置の有無、保健師、心理職、社会福祉職等の専門職の配置の有無によって対応が異なる。市町村においては事務職が通告を受けて、専門職と協力する地域と、専門職のみで通告受理から通告後の対応まで行う場合とではおのずと対応は異なる。専門職対応ができる自治体では、独自に受理会議を開いた上で、児童相談所送致の判断をしていた。例えば、家庭児童相談室が専任である沼津がその形態をとっていた。

よって、今後、児童相談所の後方支援については、通告をうける担当者の職種によっても判断されるだろう。書式については、各地域での工夫がみられたが、通告票をそのまま児童カルテとしている市町村もあった。

通告受付票は、人定事項である子どもの氏名、住所、就学状況、保護者の氏名、職業、続柄、主訴として、子どもの状況(虐待を疑う状況、虐待状況)、親の状況・家族の状況 通告者の相談意図、協力の有無、機関としての今後の対応・方針が共通内容であった。

2) 緊急対応について

市町村が通告を受理し、緊急対応が必要と判断した場合等は児童相談所と協議することになる。児童相談所と協議を行う場面は、①緊急判断が不明確 ②情報があいまい ③保護を